

令和8年度文京区立幼稚園・幼稚園型認定こども園における預かり保育について

区立幼稚園・幼稚園型認定こども園における預かり保育は、多様な幼児教育の需要に対応することを主な目的として、全園で実施しています。

預かり保育を利用することができるのは、**園の教育課程（9時から14時まで）以外の間**も保育を必要とする、各区立幼稚園・幼稚園型認定こども園（1号認定利用）に在園する幼児となります。

預かり保育は、**月単位での利用である【登録利用】と日を単位とした利用の【一時利用】**に分かれます。

1 【登録利用】 … 月を単位とした利用

1 対象

以下の要件が必要となります。

(1) 就労	保護者が月48時間以上就労している
(2) 看護・介護	保護者が同居の親族（長期入院している親族を含む）を月48時間以上看護又は介護している
(3) 疾病・障害	保護者が病気療養中又は心身に障害を有している
(4) 産前産後の休養	保護者が産前産後の休養中である (出産予定日の属する月の前2カ月～出産日から起算して57日目が属する月の末日まで)
(5) 就学	保護者が学校教育法に規定された学校等に在学し、月48時間以上就学をしている
(6) その他	そのほか、教育委員会が特に理由があると認めたもの

※ (1) (2) (5) の要件については土曜日及び日曜日以外の日に該当するものに限る。

2 実施日及び実施時間

○実施日

祝休日、年末年始（12月26日から1月4日まで）及び休業日を除いた月曜日から金曜日のうち、**保護者の要件に沿った日**

（幼稚園型認定こども園については、祝休日、年末年始（12月26日から1月4日まで）を除いた月曜日から金曜日のうち、保護者の要件に沿った日）

※ **【登録利用】**の方は上記の要件を理由に保育ができない日以外は、原則として登録利用はできません。

○実施時間

午前8時から午前9時まで及び教育課程終了後から午後6時までのうち、**保護者の要件に沿った時間**

（幼稚園型認定こども園については、午前8時から午前9時まで及び教育課程終了後から午後6時15分までのうち、保護者の要件に沿った時間）

※ 夏休み等の長期休業中については、午前8時から午後6時まで（幼稚園型認定こども園については、午前8時から午後6時15分まで）のうち、保護者の要件に沿った時間を園で決定します。

※ **【登録利用】**をされている方が、お子さんの疾病等のため一時的に**【登録利用】**を受けることができなくなった時は、申請をすることにより、年度内合計2か月を限度として**【登録利用】**を停止することができます。申請をする場合は、事前に園へご相談ください。

3 実施定員

各園25人 ※園の状況により、定員を変更する場合があります。

4 費用

月額 8,900 円 ※「保育の必要性」の認定を受けた方は【登録利用】【一時利用】の費用負担はありません。
※認定は遡及適用できません。認定を受けた期間のみ預かり保育料が無償となります。
※詳細は別紙「保育の必要性の認定手続きについてのご案内」をご確認ください。

5 申請方法 新規で申込をされる方

※すでに【登録利用】を利用している方は、P. 3の8をご覧ください。

○ 4月からの利用を希望する場合

【受付日時】令和7年11月13日（木）から令和7年11月26日（水）まで 令和8年4月登録利用申請こちらから

※電子申請は午後5時15分まで

【申請方法】以下のいずれかの方法でご申請ください。

- ① 電子申請 右のQRコードまたは下のURLからご申請ください。

URL：

お手続きの際は要件ごとに必要な証明書類（P. 2の6）をご用意ください。

- ② 直接申請または郵送申請 P. 2の6に記載の申請書類をご提出ください。

（郵送の場合は各園あてに**11月26日（水）必着**となりますのでご注意ください）

各園のポストへの直接投函は受け付けません。郵送以外の場合は各園へ直接ご提出ください。

QR

○ 5月以降に利用を希望する場合

利用開始を希望する月の前月の1日から20日までに以下の方法で申請してください。

【申請方法】

- ① 電子申請 詳細はP. 4にあるQRコードを読み取って区ホームページをご確認ください。

お手続きの際は要件ごとに必要な証明書類（P. 2の6）をご用意ください。

- ② 直接申請 直接申請の場合、20日が休園日の月についてはその直前の開園日までにご提出ください。

※郵送申請は受け付けませんので、あらかじめご了承ください。

6 必要書類

※「*」の印がついた書類が文京区所定様式です。書類は幼稚園・区ホームページより取得できます。

（1）保育の必要性の証明書類 **※全員必須**

以下の書類を世帯の保護者全員分ご準備ください。

登録利用要件	証明書類
就労	①*すべての勤務先における就労証明書 ②*就労状況申告書（複数勤務の方、所定労働時間のない方のみ） ※自営業の方は営業許可証、開業届等のコピーを併せてご提出ください。
看護・介護	①*看護・介護状況申告書 ②看護又は介護を受ける人の診断書・障害者手帳・被保険者証・ケアプラン等
疾病・障害	*診断書、または障害者手帳等のコピー
産前産後の休養	母子健康手帳の表紙及び出産予定日のわかるページのコピー
就学	①*就学内容状況書 ②在学証明書 ③カリキュラム又は時間割のコピー

（2）直接申請または郵送申請で必要な書類 **※電子申請の方は不要**

園への直接申請、もしくは郵送申請をされる場合は、（1）の書類に合わせて、以下の2つの書類が必要です。

- ① *預かり保育登録利用許可申請書
② *子育てのための施設等利用給付認定（変更）申請書

7 4月からの新規利用者の決定方法

希望する者が定員を超えた場合、以下の優先順位に基づき利用予定者を決定し、同じ優先順位の人で定員を超えた場合は抽選を行います。

①	現在在園している【登録利用】の利用者が、翌年度も登録利用条件に該当し継続を希望する
②	在園しているきょうだいが①に該当し、その園児のきょうだいが【登録利用】を希望する
③	すでに在園している者が、翌年度新たに【登録利用】を希望する
④	就労要件で利用を希望する
⑤	看護・介護又は疾病・障害要件で利用を希望する
⑥	産前産後の休養要件で利用を希望する
⑦	その他（就学要件で利用を希望する場合を含む）

※育児休業中に就労要件で【登録利用】の利用が決定した場合、当初希望した【登録利用】開始月中に育児休業から復帰してください。復帰できない場合、【登録利用】資格が失われます。

※教育委員会が特に預かり保育の必要があると認めた場合は、【登録利用】を許可することがあります。

※令和7年12月から【登録利用】を開始する場合は、令和8年4月からの【登録利用】を継続希望として取り扱い、優先して利用を許可します（12月から【登録利用】の申請をする場合は、11月20日（木）締め切りとなりますのでご注意ください）。

○【登録利用】を希望する者が定員を超えた場合の抽選日時等

日 時：令和7年12月3日（水） 午前10時30分～

場 所：文京区民センター2B会議室（文京区本郷4-15-14）

※抽選実施の有無については、申請締め切り後、11月27日（木）に文京区ホームページにてお知らせいたします。併せて、抽選対象となった方には通知を郵送いたします。

※お仕事等の都合で抽選日当日に代理を含めて出席できない方は、結果について令和7年12月17日（水）午後5時までに園へ必ずご確認ください。（抽選に外れた方へは、補欠登録のお手続きについてお知らせいたします。必ずご連絡ください。）なお、園からの連絡はありませんのでご了承ください。連絡のない方は「預かり保育【登録利用】」がご利用できなくなる場合があります。

○ 結果通知

登録利用の許可通知は令和7年12月10日（水）に幼児保育課から保護者宛に郵送にて通知します。

8 現在利用されている方へ

現在【登録利用】を利用されている方で、継続して翌年度も【登録利用】を希望する場合、再申込みは不要です。別途ご案内する現況届をご提出いただきます。

継続を希望しない場合は、区ホームページにある「預かり保育登録利用辞退届」フォームより、令和7年11月26日（水）までにお手続きください。電子申請が困難な場合は「預かり保育登録利用辞退届」を園に直接ご提出ください。

登録利用の要件には該当するが、就労状況や要件に係わる拘束時間などが変わった場合は、区ホームページにある「預かり保育登録利用許可申請書」フォームよりお手続きください（変更後の内容が記載された要件ごとの必要書類が必要な場合があります）。

就労等の状況が変わって、【登録利用】の対象でなくなった場合は、区ホームページの「預かり保育登録利用辞退届」フォームより、令和7年11月26日（水）までにお手続きください。

いずれの場合も、電子申請が困難な場合は園への直接申請を受け付けます。園または区ホームページより必要な書類を取得し、速やかにご提出ください。

2 【一時利用】 … 日を単位とした預かり保育利用

1 対象

就労等の有無に関わらず対象となります。

ただし、長期休業中の【一時利用】は緊急（急病、冠婚葬祭等）の場合に限ります。

（幼稚園型認定こども園については、長期休業中、開園記念日、都民の日及び振替休業日の【一時利用】は緊急（急病、冠婚葬祭等）の場合に限ります）

2 実施日及び実施時間

○実施日

祝休日、年末年始（12月26日から1月4日まで）及び休業日を除いた月曜日から金曜日までの開園日

○実施時間

午前8時から午前9時まで及び教育課程終了後から午後6時まで

（幼稚園型認定こども園については、午前8時から午前9時まで及び教育課程終了後から午後6時15分まで）

3 実施定員

各園1日10人まで（利用回数に制限を設けることがあります）

※【登録利用】が定員に満たない日は、10人に加えて一時利用分として利用可能です。

4 費用

日額 450円（利用料金は、利用月の翌月に口座振替でお支払いただきます）

※「保育の必要性」の認定を受けた方は【一時利用】の費用負担はありません。

※認定は遡及適用できません。認定を受けた期間のみ預かり保育料が無償となります。

※詳細は別紙「保育の必要性の認定手続きについてのご案内」をご確認ください。

5 申請方法

事前登録などは不要です。原則、利用する日の前月1日から22日（22日が休日の場合は、22日より前の開園日）までに、園に預かり保育一時利用許可申請書をご提出ください。新規入園者の【一時利用】は5月以降ご利用いただけます。詳しくは、各園へご確認ください。

—問い合わせ先— 文京区子ども家庭部幼児保育課入園相談係 TEL 5803-1190（直通）

QR

令和8年4月募集の情報を確認できます。

URL:



年度途中の預かり保育申込みについての情報を確認できます。

URL: <https://www.city.bunkyo.lg.jp/kyoiku/kyoiku/gakko/preschool/azukarihoiku.html>